

会員事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大と事業への影響が今年 2 月頃より出始め、はや 9 ヶ月目になろうとしています。緊急事態宣言が出された 4 月、そして 5 月の第 1 波、5 月後半に解除された後の 7 月後半から 8 月の第 2 波を乗り越え、そして今後冬を迎え第 3 波が来るかもしれない中、会員事業所の皆様におかれましては、新型コロナへの対応と日々の業務運営にご尽力されていることと存じます。

皆様からは引き続き雇用調整助成金やテレワーク等新たな労務管理に対するご相談を多く頂いております。厳しい状況が続く中、従前以上に皆様へのご訪問やビデオ会議ツールを用いコミュニケーションを取ることができるようになり、新常态のもとで少しずつ日々の日常を取り戻しつつあることも実感しています。

第 1 波、第 2 波を乗り越え、新型コロナ感染が徐々にピークアウトに向けて進んでいる現状に応じ、第 3 波への注意を払いつつ、かつ新しい価値観での良い面を採用し、業務運営をより良い体制へ少しずつ戻していく時期に来ていると思います。

当協会は、With CORONA、Beyond CORONA 時代に応じた人事労務管理の在り方を事業所様と一緒に考えていくとともに、日々の社会保険アウトソーシングを確実に遂行してまいります。

まだまだ、厳しい状況が続いておりますが、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

会員事業所の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

2020 年 10 月 1 日

社会保険労務士法人 淀川労務協会
代表社員 松井 文男

**「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に伴う 当協会の業務体制に関しまして
【現状の感染状況に応じ、10/1（木）より業務体制を変更致します。】**

なお、今後の感染状況の推移により業務体制を再度変更する場合は、改めてご連絡させていただきます。

1. 勤務体制を従前に近い体制に戻します

- ① 時差出勤を終了し、就業時間を8:45～17:45と致します。なお休憩は11:30～13:00の間で個々1時間頂戴しております。
- ② 労務相談担当職員の在宅勤務を原則週1回とし、事務所勤務と在宅勤務の混合型とします。
(※なお、事務所勤務、在宅勤務とも就業時間は8:45～17:45です)

【労務相談等のご対応について】

- ・在宅勤務時においても、通常通り担当者のメールや携帯電話まで直接ご連絡頂けます。※
※なお、外出や訪問、接客、電話中等の場合は、すぐにご対応できない場合がございます。
また、担当者が休暇を取らせて頂いている場合もございます。ご了承ください。

2. フロア別勤務の終了と会員事業所の皆様のご来所について

10月1日より、フロア（10F・11F）別勤務を終了し、全員が11Fフロアにて業務を行います。なお、飛沫防止用ビニールシートを全ての対面座席に設置し、感染防止対策を施しております。

上記の通り、フロア別勤務を終了することから、従前と同じ応接スペースを確保することができますので、多人数でご来所頂くことも可能となります。

但し感染予防が引き続き必要なことから、ご来所頂く際は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数でのご来所に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、ビデオ・web会議アプリケーション「Zoom（ズーム）」を導入しております。

ご訪問・ご来所が難しい際は、Zoom利用によることも可能ですのでご相談ください。

3. 今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合について

当協会では、感染防止対策として、アルコール消毒液の設置の他、事務所内での全ての対面座席間に飛沫防止用ビニールシートを設置し、感染防止対策を施しております。

今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合は、保健所等関係機関の指示・要請に従い対応してまいります。保健所等の指導によっては、事務所職員の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。

今後も、当協会は新型コロナウイルスの感染状況に応じ、感染防止対策を施し、会員事業所の皆様及び当協会職員の安全を図るために業務体制を適切に進めてまいります。

何卒ご理解、ご了承を頂けますようお願い致します。